

横浜市山内図書館
指定管理者 公募要項

令和6年6月

横浜市教育委員会事務局

中央図書館企画運営課

目 次

1	指定管理者制度の趣旨	p 1
2	公募の概要	p 1
	(1) 対象施設	
	(2) 指定期間	
	(3) 指定管理者の公募及び選定	
	(4) 問合せ先	
3	指定管理者が行う業務	p 2
4	図書館について	p 2
	(1) 施設の設置目的	
	(2) 目的達成の手段	
	(3) 事業の実施にあたって	
	(4) 経費等	
5	公募及び選定に関する事項	p 3
	(1) 公募スケジュール	
	(2) 公募手続について	
	(3) 審査及び選定の手続について	
	(4) 応募書類について	
	(5) 資格要件及び欠格事項について	
6	協定及び準備に関する事項	p 9
	(1) 協定の締結	
	(2) 協定の主な内容	
	(3) 準備業務	
	(4) 指定候補者及び次期指定管理者の変更	
	(5) 指定取消及び管理業務の停止等	

【添付資料】評価基準項目

【様式集】（応募書類等）

応募書類表紙

様式 1 指定申請書

様式 2 事業計画書

様式 3 指定管理料提案書及び収支予算書

様式賃-1 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書

様式 4 図書館管理運営の実績報告書

様式 5-1 団体の概要

様式 5-2 共同事業体の結成に関する申請書

様式 5-3 共同事業体連絡先一覧

様式 5-4 事業協同組合等構成員表

様式 6 役員等氏名一覧表

様式 7 欠格事項に該当しない宣誓書

様式 8 横浜市税の納付状況調査の同意書

様式 9 法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書

様式 10 労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書

様式 11 辞退届

様式 12 横浜市山内図書館応募説明会参加申込書

様式 13 質問書

様式 14-1 評価基準加点項目に係る申出書

様式 14-2 障害者雇用計算表

1 指定管理者制度の趣旨

多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成15年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及びNPO法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。

この制度に基づき、横浜市山内図書館では平成22年度から指定管理者制度が導入されています。

このたびは、令和7年4月1日から横浜市山内図書館（以下「山内図書館」という。）の管理運営を行う指定管理者の選定にあたり、次のとおり事業者を広く公募します。

2 公募の概要

(1) 対象施設

ア 施設名称

横浜市山内図書館

イ 所在地

横浜市青葉区あざみ野二丁目3-2

ウ 開設年月日

昭和52年4月12日

エ 建物概要

構造 鉄筋コンクリート造3階建（図書館部分2階）

階数 地上3階建

敷地面積 3,566 m²

延床面積 4,433 m²（図書館部分2,147 m²）

施設内容 2階：一般書コーナー、児童書コーナー、カウンター、書庫、
対面朗読室、集会室、事務室

1、3階：山内地区センター

屋外：駐輪場、駐車場（地区センターと共用）

(2) 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

(3) 指定管理者の公募及び選定（「5 公募及び選定に関する事項」参照）

指定管理者の公募及び選定は、「横浜市山内図書館の指定管理者の選定等に関する要綱」に基づき公募を行い、「横浜市立図書館条例」第9条に基づき設置される「横浜市山内図書館指定管理者選定評価委員会」（以下「選定評価委員会」という。）において、書類及びヒアリング等に基づく審査を実施し、応募者の中から山内図書館の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を、指定管理者の候補者（以下「指定候補者」という。）として選定します。また、指定候補者を指定管理者として指定できない場合に指定候補者に代わって指定候補者となる者（以下「次点候補者」という。）もあわせて選定します。

その後、市会の議決を経て、指定管理者として指定されます。

(4) 問合せ先

横浜中央図書館 企画運営課 指定管理担当
〒220-0032 横浜市西区老松町1番地
電話：045(262)7334 FAX：045(262)0052
E-mail: ky-libshitei@city.yokohama.lg.jp

3 指定管理者が行う業務

- (1) 横浜市立図書館条例第4条に規定する事項に関すること
- (2) 山内図書館及び山内地区センターの施設・設備の維持管理に関すること
- (3) その他、「横浜市山内図書館指定管理者業務要求水準書」のとおり

4 図書館について

(1) 施設の設置目的

「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設です(図書館法第2条)。横浜市においては、図書館法第10条の規定に基づき、横浜市立図書館条例を定め、横浜市立図書館を設置しています。

(2) 目的達成の手段

上述の目的を達成するために、以下のことを実施します。

- ア 横浜市立図書館規則(以下「規則」という。)第2条に規定する事業
- イ その他

(3) 事業の実施にあたって

上述の事業等の実施にあたっては、本公募要項とともに示す「横浜市山内図書館指定管理者業務要求水準書」で明示する「山内図書館の管理運営に関する基本的な考え方」を踏まえた、提案者によるノウハウ・能力の発揮により、効果的な事業実施に努めてください。

(4) 経費等

ア 指定管理料

山内図書館の運営に係る人件費、事業費、事務費及び管理費等の経費に充てるため、横浜市は指定管理者に対して指定管理料を支払います。管理費には、施設の維持保全にかかる清掃、点検、運転・監視、小破修繕を含む補修費の経費を含みます。

指定管理料は、応募の際に提出された指定管理料提案書を元に、会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)ごとに、横浜市の予算の範囲内で、横浜市と指定管理者が協議して決定します(予算は議決案件であり、各年度予算案の議決が条件となります。)。指定管理料の支払い時期及び方法等は協定で定めます。

各年度の指定管理料決定のための協議の際に、選定時の提案書で示された指定管理料の金額から減額する場合には、管理運営や事業内容等(開館日数や開館時間の変更等を含む。)に関して、横浜市と指定管理者の間で協議を行うこととします。

なお、指定管理者による管理運営の水準が、この公募要項や「横浜市山内図書館指定管理者業務要求水準書」及び協定で定めたものに満たなかった場合には、指定管理料の減額を行うことがあります。

イ 賃金水準の変動への対応

提案された人件費のうち給与等、賃金水準の変動による影響を受けるものについては、2年目以降の指定管理料に反映していきます（以下、この仕組みを「賃金水準スライド」という。）。なお、山内図書館についてはすでに賃金水準スライドが導入されているため、次期指定期間の1年目（令和7年度）から賃金水準スライドの変動率を反映できるものとします。

このため、収支予算書等に記入する人件費のうち、賃金水準スライドの対象となるものについては、基礎単価と各年度の配置人数を乗じた額を記入してください。

なお、賃金水準スライドの対象外の人件費については、必要額を積算し、記入してください。

賃金水準スライドの詳細については、横浜市の「指定管理者制度における賃金水準スライドの手引き」を参照ください。手引きは、下記ページに掲載されています。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/shiteikanri/shiteikanrishaseido.html>

5 公募及び選定に関する事項

(1) 公募スケジュール

ア 公募の公表	令和6年5月28日（火）
イ 公募要項の配布	令和6年6月3日（月）から令和6年7月18日（木）まで
ウ 応募説明会及び現地見学会	令和6年6月7日（金）
エ 公募要項に関する質問受付	令和6年6月3日（月）から令和6年6月18日（火）まで
オ 公募要項に関する質問回答	令和6年6月25日（火）頃（予定）
カ 応募書類の受付期間	令和6年7月11日（木）から令和6年7月18日（木）まで
キ 審査・選定（面接審査実施）	令和6年9月3日（火）
ク 選定結果の通知・公表	令和6年9月下旬（予定）
ケ 指定管理者の指定	令和6年12月下旬（予定）
コ 指定管理者との協定締結	令和7年2月下旬（予定）

(2) 公募手続について

ア 公募の公表

指定管理者の公募について、横浜市のホームページに掲載し、広くお知らせします。

イ 公募要項の配布

(ア) 配布期間：令和6年6月3日（月）から令和6年7月18日（木）まで
（土・日・祝日を除く午前9時30分から午後5時まで）

(イ) 配布場所：横浜市中心図書館企画運営課（職員通用口から4階へお上がりください）
横浜市ホームページからもダウンロードができます。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kyoiku/library/koubo2024.html>

ウ 応募説明会及び現地見学会

応募方法、応募書類等に関する説明会及び現地見学会を次のとおり開催します。応募を予定される団体は、できる限りご参加ください。当日は、この公募要項は配布しませんので、各自でご持参ください。なお、説明会終了後、現地見学会を行います。

- (ア) 開催日時：令和6年6月7日（金）午後2時から午後4時まで
- (イ) 開催場所：横浜市山内地区センター 会議室2
- (ウ) 参加人数：各団体3名以内とします。
- (エ) 申込方法：参加をご希望される団体は、6月6日（木）正午までに、E-mailまたはFAXで「横浜市山内図書館応募説明会参加申込書」（様式12）を横浜市中心図書館企画運営課指定管理担当にお送りください。

エ 質問の受付

公募要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (ア) 受付期間：令和6年6月3日（月）正午から令和6年6月18日（火）午後5時まで
- (イ) 受付方法：E-Mail またはFAXで「横浜市山内図書館の指定管理者公募要項等に関する質問書」（様式13）を横浜市中心図書館企画運営課指定管理担当にお送りください。なお、電話及び窓口でのお問合せには応じられませんのでご了承ください。

オ 質問への回答

回答方法：令和6年6月25日（火）（予定）に、横浜市ホームページで回答を公表します。

URL：<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kyoiku/library/koubo2024.html>

カ 応募書類の受付

- (ア) 応募書類：「5（4）応募書類について」を参照
- (イ) 受付期間：令和6年7月11日（木）から令和6年7月18日（木）午後5時まで
- (ウ) 受付方法：横浜市中心図書館企画運営課指定管理担当まで、直接持参（土・日・祝日を除く午前9時30分から午後5時まで）又は記録が残る送付方法（簡易書留等）でご提出ください（受付期間内必着）。

※送付先 〒220-0032 横浜市西区老松町1

横浜市中心図書館 企画運営課 指定管理担当

（3）審査及び選定の手続について

ア 審査方法

選定評価委員会で審査を行い、その結果に基づき、教育長が指定候補者及び次点候補者を選定します。

審査は、応募者の提出書類及び面接審査等に基づき、指定管理者評価基準項目に従い総合的に実施します。また、面接審査ではプレゼンテーションを行っていただき、それに対する質疑を行います。このため、団体の代表者又は代理の方合計3名までの出席をお願いします。

面接審査について、応募者には、後日詳細をお知らせいたします。

なお、選定評価委員会による審査及び教育長による選定後、市会の議決を経て教育長が指定の通知を行うことにより、山内図書館の指定管理者として正式に指定されます。

イ 選定評価委員会（敬称略、50音順）

氏名	所属等
小澤 朋人	小澤公認会計士・税理士事務所
金沢 みどり	東洋英和女学院大学人間科学部 教授
柴田 典子	横浜市立大学国際商学部 教授
竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
渡邊 さち穂	弁護士法人常磐法律事務所

ウ 会議の公開

選定評価委員会の会議は、原則公開とします。ただし、公開しないことが適当であると選定評価委員会が判断した場合は、会議の一部又は全部を公開しないこととします。

エ 評価基準項目について

選定にあたっての評価基準項目は添付資料のとおりです。

なお、応募団体が1団体のみの場合であっても、選定評価委員会の定める最低基準に満たないときは選定されず、再度公募を行うこととなります。次点候補者となるためにも、最低基準を満たすことが必要です。

また、財務状況について、指定管理者として安定的・継続的な運営が確保されないと判断された団体は、選定から除外する場合があります。

オ 選定結果の通知及び応募書類の公表

選定結果は、応募者に対して令和6年9月下旬（予定）頃、文書で通知します。また、選定の経過及び結果は、横浜市ホームページへの掲載等により公表します。

なお、指定候補者の応募書類については、原則として、指定の議決後、ホームページ等で公表します。

URL : <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kyoso/public-facility/kaku-katsuyou/kyoiku/library/koubo2024.html>

カ 指定管理者の指定

市会の議決後に、指定管理者として指定します。（令和6年12月下旬予定）

キ 指定管理者との協定締結

「6 協定及び準備に関する事項」を参照

（4）応募書類について

「横浜市山内図書館指定管理者の応募関係書類（表紙）」の次に、応募書類をアから順に並べ、以下のとおりご用意ください（④⑤は表紙不要）。各書類にはインデックスを付けてください。また、正本で用紙サイズが決まっているもの以外は、用紙サイズはA4サイズに統一してください。文字は明瞭なものを提出してください。

①正本（1部）	表紙の次に応募書類をアから順に並べ、ファイルやステープラー等で留めずクリップ留め
②副本（1部）	①と同様
③副本（6部）	表紙の次に応募書類をアから順に並べ、ファイリング
④副本（6部）	応募書類イ、ウ、オ、カのみを順に並べ、ファイリング ※応募団体が特定できないよう、以下のとおり作成してください。 ・イは、団体名、代表団体名、各構成団体名をそれぞれ異なるアルファベットに置き換えて作成してください。 ・カは、「商号又は名称」「名称」「所在地」「連絡担当者」欄を黒塗りにし、伏せた形で作成してください。 ・ファイルには団体名の記入をしないでください。
⑤応募書類キのみ	上記とは別に、様式のエクセルファイルデータを格納したCD-R（1枚）

- ア 指定申請書（様式 1）（横浜市立図書館規則 別記様式）
- イ 事業計画書（様式 2）
- ウ 指定管理料提案書及び収支予算書（様式 3）※¹
- エ 賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書（様式 賃-1）
- オ 図書館管理運営の実績報告書（様式 4）
- カ 団体の概要（様式 5）
- キ 役員等氏名一覧表（様式 6）
- ク 欠格事項に該当しない宣誓書（様式 7）
- ケ 定款、規約その他これらに類する書類
- コ 履歴事項全部証明書（法人のみ。応募書類の受付期間の最終日時点の情報がわかるもの。）
- サ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書（様式自由）
- シ 直近 3 か年の事業年度の貸借対照表、財産目録、損益計算書等。任意団体においては、これらに類する書類※²
- ス 納税証明書 その 3 の 3 ※³（公募要項の配布開始日以降に発行されたもの。）
- セ 横浜市税の納付状況調査の同意書（様式 8）※³
 応募時点で横浜市に対して納税義務のない団体についても提出の必要があります。なお、指定管理者として指定された後は、この同意書をもとに、毎年度横浜市への納税状況（横浜市の課税状況の有無を含め）について状況調査を行います。
- ソ 労働保険（労災・雇用）の加入を確認できる書類※⁴
 労働局、労働基準監督署又は労働保険事務組合発行の労働保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- タ 健康保険の加入を確認できる書類※⁴
 年金事務所又は健康保険組合発行の健康保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- チ 厚生年金保険の加入を確認できる書類※⁴
 年金事務所又は健康保険組合発行の厚生年金保険料の領収書の写し（直近の 1 回分）等
- ツ 団体の現在の組織、人事体制を示す人事労務関係の書類（就業規則、給与規定等）
- テ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど団体の概要がわかるもの
- ト 評価基準加点項目に係る申出書（様式 14）及び障害者雇用数計算表（様式 14-2）
 評価基準項目に規定する加点項目「市内中小企業等であるか」及び「本市重要施策を踏まえた応募団体の取組状況」において加点を希望する団体は、「評価基準加点項目に係る申出書」を作成し、該当項目に係る必要書類を添付の上、提出してください。
 障害者の雇用の促進等に関する法律第 43 条第 7 項による障害者雇用状況の報告義務を有さない事業者であって、加点を希望する場合には、障害者雇用率が 2.50%を超えていることを確認するため、様式 14 に加えて障害者雇用計算表（様式 14-2）に必要事項を記入の上、提出してください。

※¹ 本部経費を計上する場合は、本部経費に含まれる費用科目を事務経費欄に記載してください。科目が多岐に渡り事務経費欄内への記載が難しい場合は、科目名一覧が記載された別紙を添付してください。

※² 提出日時点で前事業年度の決算が確定していない場合は、決算が確定している直近の 3 か年度の書類を提出してください、

※³ 収益事業等を実施していないことにより、法人税・法人市民税の申告義務がなくかつ実

際に申告税額がない公益法人又は人格のない社団等の場合は、「法人税及び法人市民税の課税対象となる収益事業等を実施していないことの宣誓書（様式9）」を提出してください。

- ※4 各種社会保険への加入の必要がないため、ソ、タ及びチの提出ができない場合は、「労働保険、健康保険及び厚生年金保険の加入の必要がないことについての申出書」（様式10）を提出してください。

【注意事項】

- ・共同事業体として応募する場合は、上記アからオまでに加えて、代表団体を含むすべての構成団体に関する上記カからテまでを提出してください。その際、次の2点をカに添付してください。
 - カー(ア) 共同事業体の結成に関する申請書（様式5-2）
 - カー(イ) 共同事業体連絡先一覧（様式5-3）
- ・中小企業等協同事業組合として応募する場合には、上記アからオまでに加えて、すべての担当組合員に関する上記カからテまでを提出してください。その際、次の書類をカに添付してください。
 - カー(ウ) 事業協同組合等構成員表（様式5-4）
- ・その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

(5) 資格要件及び欠格事項について

ア 資格要件

法人その他の団体、又は複数の法人等が共同する共同事業体であること（法人格は不要。ただし個人は除く）

イ 欠格事項

次に該当する団体は、応募することができません。

- (ア) 法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税等の租税を滞納していること
- (イ) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）への加入の必要があるにもかかわらず、その手続を行っていないこと
- (ウ) 会社更生法・民事再生法による更生・再生手続中であること
- (エ) 指定管理者の責に帰すべき事由により、横浜市又は他の地方公共団体から2年以内に指定の取消を受けたものであること
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4の規定により、横浜市における入札参加を制限されていること
- (カ) 選定評価委員が、応募しようとする団体の経営または運営に直接関与していること
- (キ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団経営支配法人等（横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等をいう。）であること

※本項目については、提出された「役員等氏名一覧表（様式6）」により、横浜市から神奈川県警本部に対し調査・照会を行います。

- (ク) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けている場合においては、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みでないこと

ウ 共同事業体に関する取扱い

共同事業体の場合には、構成する全ての団体が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しの提出が可能であること
- (イ) 当該共同事業体の構成団体が山内図書館の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の共同事業体の構成団体として応募していないこと

エ 中小企業等協同組合に関する取扱い

中小企業等協同組合の場合には、本指定管理業務を担当する全ての組合員が欠格事項のいずれにも該当しないとともに、次の事項を満たしていることが必要です。

- (ア) 応募時に担当組合員及び責任分担を明確に定め、「事業協同組合等構成員表」の提出が可能であること
- (イ) 当該中小企業等協同組合の担当組合員が山内図書館の指定管理者の選定に単体として応募しておらず、かつ、2以上の中小企業等協同組合の担当組合員として応募していないこと

オ 公募要項の承諾

応募者は、応募書類の提出をもって、本公募要項の記載内容を承諾したものとみなします。

カ 接触の禁止

選定評価委員、横浜市職員その他の本件関係者に対して、本件応募について直接・間接を問わず接触を禁じます。

キ 重複応募の禁止

同一案件に対して、複数案の応募に参画することはできません。

ク 応募内容変更・追加の禁止

提出された書類の内容の変更又は書類の追加はできません。ただし、選定評価委員会が認めた場合はこの限りではありません。

ケ 団体職員以外による、次の行為の禁止

応募にあたって、応募団体（共同事業体に当たっては構成団体、中小企業等協同組合に当たっては組合員となっている団体）の職員以外が、次の行為を行うことを禁止します。

- (ア) 応募説明会・現地見学会への代理出席
- (イ) 事業計画書等、提出書類の作成（作成に関する技術的な助言等は可とします）
- (ウ) 選定評価委員会の面接審査への出席

コ 応募者の失格

応募者が次の事項に該当した場合は、失格となる場合があります。

- (ア) カからケの禁止事項に該当するなど、本公募要項に定める手続を遵守しない場合
- (イ) 応募書類に虚偽の内容を故意に記載した場合

サ 応募書類の取扱い

応募書類は理由を問わず返却しません。

シ 応募書類の開示

指定管理者及び指定候補者の応募書類については、「個人情報の保護に関する法律」及び「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報開示請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されることとなります。

その他、横浜市が必要と認めるときは、提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。

ス 応募の辞退

正当な理由がある場合に限り、応募書類を提出した後に辞退することを認めます。その際には、「辞退届（様式 11）」を提出してください。

セ 費用負担

応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

ソ 提出書類の取扱い・著作権

横浜市が提示する設計図書（平面図等）の著作権は横浜市及び設計者に帰属し、団体の提出する応募書類の著作権は作成した団体に帰属します。

6 協定及び準備に関する事項

（1）協定の締結

選定評価委員会による審査及び選定後、横浜市は指定候補者と細目について協議を行い、仮協定を締結します。その後、市会の議決を経て指定管理者として指定された後に、基本協定を締結します。

また、毎年度、指定管理料の金額等に関する年度協定を締結します。

（2）協定の主な内容

- ア 管理運営業務の範囲及び内容
- イ 法令の遵守
- ウ 管理運営業務実施上の規定等（第三者への再委託、緊急時の対応及び施設の保全・改修等）
- エ 管理運営費用に関する事項（口座管理、指定管理料支払い方法の原則及び光熱水費支払い方法の原則等）
- オ 管理運営業務実施状況の確認方法及び確認事項
- カ 施設の維持保全及び管理に関する事項
- キ 施設内の物品等の所有権の帰属に関する事項
- ク 債権債務の譲渡等の禁止に関する事項
- ケ 管理運営業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- コ 指定管理満了に関する事項
- サ 指定の取消及び管理業務の停止に関する事項
- シ 協定内容の変更に関する事項
- ス その他必要な事項

（3）準備業務

指定管理期間の開始までに、準備業務として、①事業計画書作成業務、②横浜市との連携・調整業務を行っていただきます。詳細については指定候補者に提示します。

なお、指定管理者が変更になった場合には、次期指定管理者と現在の指定管理者との間で引継ぎ等を行っていただきます。引継ぎに要する費用については、次期指定管理者の負担とします。

（4）指定候補者及び次期指定管理者の変更

指定候補者は、提出済みの指定申請書及び添付書類の記載内容に変更が生じたときは、関係書類を添えて直ちに横浜市へ届け出るものとします。

横浜市は、市会の議決を経るまでの間に、指定候補者を指定管理者に指定することが著しく

不相当と認められる事情が生じた場合には、指定しないことができるものとします。また、指定から指定期間開始までの協議の過程において指定管理業務の実施が困難であることが明らかになった場合及び協議が成立しない場合には、当該団体の指定を取り消すことができるものとします。

上記の場合には、次点候補者を指定候補者として、協議を行い、指定管理者の候補団体として市会に議案を提出します。

なお、市会の議決が得られなかった場合においても、山内図書館に係る業務及び管理の準備のために支出した費用については、一切補償しません。また、市会の議決が得られないことにより、施設の管理運営開始が延期となった場合の損害についても、補償しません。

(5) 指定取消及び管理業務の停止等

指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために横浜市が行う指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づき、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

指定取消又は管理業務の停止を行う必要がある場合の例として、以下のようなものが考えられます。

ア 当該施設の設置条例又は協定の規定に違反したとき

イ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく報告の要求又は調査に対して、これに応じず又は虚偽の報告を行い、若しくは調査を妨げたとき

ウ 地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく指示に従わないとき

エ 本公募要項に定める資格要件を失ったとき

オ 申込みの際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき

カ 指定管理者の、経営状況の悪化や組織再編行為等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難になったと判断される時

キ 指定管理者の、指定管理業務に直接関わらない法令違反等により、当該団体に管理業務を継続させることが、社会通念上著しく不相当と判断される時

ク 指定管理者の責に帰すべき事由により管理業務が行われないうとき

ケ 不可抗力（暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、ストライキ及び感染症等の流行などの横浜市又は指定管理者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象を言う）により管理業務の継続が著しく困難になったと判断される時

コ 指定管理者から、指定の取消又は管理業務の全部若しくは一部の停止を求める書面による申し出があったとき

サ 当該施設が、公の施設として廃止されることとなったとき

シ その他、横浜市が当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき

指定管理者の責に帰すべき事由により指定取消又は管理業務の停止を行った場合には、指定管理料の減額、既に支出した指定管理料の返還又は横浜市に損害が発生した場合の損害賠償の支払い等を求めることがあります。

また、指定管理者が、横浜市の実施する指名競争入札に参加する資格を有する者であり、指定期間中に「横浜市指名停止等措置要綱」に定める措置要件に該当するときは、同要綱に基づく指名停止を行います。